

[illegible]

■40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
■変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分（4月納付分）からとなります。また、賞与については、支給日が3月1日分からとなります。